

IMO MSC 110 審議速報

2025年6月18日～6月27日に開催された、国際海事機関(IMO)第110回海上安全委員会(MSC 110)の審議概要をお知らせします。

1. 採択された条約及び関連コードの主要な改正

今回の会合で採択された主要な義務要件は以下の通りです。

(1) SOLAS 条約 II-2 章及び V 章の改正

防熱に関する SOLAS 条約 II-2 章 11 の字句修正及び水先人移乗設備の設計、保守点検等に関する V 章 23 の改正。また、同改正 V 章により強制化される水先人乗下船設備の性能基準についてもあわせて採択された。なお、本改正については早期適用を促すサークュラーの発行が併せて合意された。

【適用】 2028 年 1 月 1 日発効

(2) HSC コードの改正

高速旅客船における幼児用及び体重 140 kg までの大人用の救命胴衣の数量に関する 1994HSC コード及び 2000HSC コードの改正。

【適用】 2028 年 1 月 1 日発効

2. 承認された条約及び関連コードの主要な改正

今回の会合で承認された主要な義務要件は以下の通りです。これらは、2026 年 5 月に開催される MSC 111 にて採択される見込みです。

(1) IP コードの改正

復原性計算に用いる産業人員(IP)の体重を 75 kg から 90 kg に変更する IP コード第 IV 部の改正。

(2) 2011 ESP コードの改正

遠隔検査技術(RIT)に関する要件を追加する 2011 ESP コードの改正。船体構造の精密検査のための RIT 事業者の認証等について新たに

規定される。なお、RIT の標準化及び安全な使用を担保するものとして、本改正の発効までに RIT 使用に関するガイドラインが発行される予定。

(3) 1988 年の LL 議定書の改正

甲板上のガードレールの代わりに用いられる鎖について、合理的に実行可能な限り張ったものとする旨の LL 議定書 25 の改正。

(4) LSA コードの改正

自由落下式救命艇を進水させることなく離脱装置を試験できる装置(模擬進水装置)に関する LSA コードの改正。

(5) SOLAS 条約 V 章及び HSC コードの改正

VHF データ交換システム(VDES。船舶自動識別装置(AIS)の機能に加え、VHF での双方向通信機能等を有するシステム)を AIS の代替として搭載できるようにするための SOLAS 条約 V 章及び HSC コードの改正。また、VDES の性能基準が MSC 111 にて承認される見込み。

3. 統一解釈等の承認

今回の会合において承認された統一解釈、ガイドライン及び指針等のうち、主要なものは以下の通りです。

3.1 統一解釈

(1) SOLAS 条約 II-1 章 12.6.2 の統一解釈

条約に適合する遠隔制御弁について定める SOLAS 条約 II-1 章 12.6.2 の解釈

(2) LSA コード 6.1.1.3 及び 6.1.2.2 の統一解釈

貨物船の専用救助艇の格納位置から乗船位置への移動において、救助艇外部からの手動巻き上げを認める旨の LSA コード 6.1.1.3 及び 6.1.2.2 の解釈

(3) SOLAS 条約 II-2 章及び HSC コードの統一解釈

消火剤に含まれるペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)の許容値及びその確認手順に関する SOLAS 条約 II-2 章 10.11.2.2 及び HSC コード 7.9.4 の解釈

(4) FSS コードの統一解釈

煙熱複合検知器の配置に関する FSS コード 9 章 2.4.2.2 の解釈

(5) SOLAS 条約 II-1 章 3-13.2.4 の統一解釈

証明書のない既設の揚貨設備に対する factual statement (statement of fact) に関する SOLAS 条約 II-1 章 3-13.2.4 の解釈

3.2 ガイドライン及び指針等

(1) タンカー以外の船舶に対する非常曳航装置に関する暫定ガイドライン

強度、安全率、プロトタイプ試験等に関するタンカー以外の船舶に対する非常曳航装置に関する暫定ガイドライン。

(2) 乗降設備の製造、搭載、保守及び検査に関するガイドラインの改正

safety net の代替となる side net に関する要件の追加及び 5 年ごとに実施される船上での試験方法の改正等を含む乗降設備の製造、搭載、保守及び検査に関するガイドライン (MSC.1/Circ.1331) の改正。

4. 自動運航船関連要件の検討

船舶の自動化に関する研究が進んでいる中で、自動運航船に適用すべき条約要件について MSC で検討を行っています。現在、目標及び安全性・オペレーション・セキュリティー等の項目毎の機能要件を規定した、自動運航船に関する非強制コードの策定作業が進められています。

今回の会合では、コレスポンデンスグループからの報告や関連の作業グループによる会合結果に基づき、

目的、適用、認証プロセス、警報管理、保守、航行の安全、捜索救難の章等が最終化されました。なお、非強制コードは 2026 年開催予定の MSC 111 にて最終化され、その後、2030 年までの採択を目標に、強制コードの策定について検討される予定となっています。

なお、非強制コードの構成は概ね以下のようになる予定です。

Part 1: 序章(コードの目的、適用等)

Part 2: 自動運航船及び自動運航船の機能の主要原則(認証と検査、認証プロセス、リスク評価、運用上の背景、人的因子等)

Part 3: 目標、機能要件及び期待性能(航行の安全、遠隔操船等の項目毎に規定)

5. 温室効果ガス(GHG)排出削減に向けた新技術及び代替燃料

MSC 107 において、温室効果ガス(GHG)排出削減に向けた新技術及び代替燃料のリスト化及びそれらの技術的な評価並びにそれらの使用を妨げる可能性のある既存の要件における安全上のギャップの検討が開始されました。

今回の会合では、コレスポンデンスグループから報告された新技術及び代替燃料の安全上のギャップとそれらに対処するための勧告に基づき、各小委員会に対して条約又はコードの改正やガイドラインの策定等が指示されました。以下にその一部を示します。

- ・ 船上 CO₂ 回収貯蔵に関する安全要件の策定 (貨物運送小委員会: CCC)
- ・ リチウムイオン電池の使用に関する要件の策定 (船舶設備小委員会: SSE)
- ・ 原子力商船コードの改訂 (船舶設計・建造小委員会: SDC)
- ・ 風力推進補助の使用に関する暫定ガイドラインの策定 (船舶設計・建造小委員会: SDC)

なお、原子力に関する議論は今回の会合では安全性に限定され、原子力商船の包括的な安全確保、テロ対策、国際原子力機関(IAEA)との連携、法的位置づけ、核拡散防止条約(NPT)など他条約との関連などの検討を行う必要性が認識されました。

6. サイバーリスクマネジメント

船上におけるサイバーセキュリティの重要性及びセキュリティリスク対策の必要性の高まりから、非強制の海事分野サイバーリスクマネジメントに関する決議 MSC428(98)と本決議実施につき参照すべきガイドラ

イン(MSC-FAL.1/Circ.3/Rev.3)が策定されています。

前回の会合において、海事サイバーセキュリティを高めるための次のステップとして、船舶及び港湾施設を対象とした新しいサイバーセキュリティ基準について審議することが合意されました。

今回の会合では、作業グループによる会合結果に基づき、同基準を、リスクマネジメントを含めた目標ベ

ースの要件を定める非強制コードとすることが合意されました。策定作業の開始には、次回以降の MSC にて新規作業計画の提案及び承認が必要となるため、予備的作業を非公式の専門家会合にて行うこととなりました。

日本海事協会 国際部は、国際動向等に関する情報を、皆様に迅速にお伝えしていきます。

本件に関してご不明な点は、国際部までお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 別館 国際部

住所: 東京都千代田区紀尾井町3-3 (郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2038

Fax: 03-5226-2734

E-mail: xad@classnk.or.jp

1. Disclaimer

ClassNK does not provide any warranty or assurance in respect of this document.

ClassNK assumes no responsibility and shall not be liable for any person for any loss, damage or expense caused by reliance on the information in this document.

2. Copyright

Unless otherwise stated, the copyright and all other intellectual property rights of the contents in this document are vested in and shall remain vested in ClassNK.